



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 第一稀元素化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉井 洋
(コード番号 4 0 8 2 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部部長 笠間士郎
TEL. (06) 6682-1261

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 18 日開催予定の第 53 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため事業目的を追加するとともに、事業内容をより具体的に記載するための変更であります。
- (2) 株券電子化のための「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、株券の発行及び単元未満株券の不発行に関する規定を削除するとともに、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い実質株主および実質株主名簿の用語についても削除いたします。また、株券喪失登録簿に関する規定を附則を新設して移すとともに、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。
- (3) 株券の発行に関する規定等を削除することに伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (記載省略)	第 1 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 工業薬品の製造並びに販売</u></p> <p><u>2. 前項に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条 (記載省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第7条 (記載省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 化学工業製品、その原材料・副産物および関連製品の製造、加工、売買、輸出入およびその受託</u></p> <p><u>(2) 前号に関連する技術情報資料および製造技術の販売ならびに製造設備の販売据付</u></p> <p><u>(3) 化学分析および物性評価業務の受託</u></p> <p><u>(4) 知的財産権等の知的財産の取得、譲渡および提供</u></p> <p><u>(5) 経営上必要と認める事業に対する投資</u></p> <p><u>(6) 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 11 条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 12 条～第 49 条 （記載省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続き等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 11 条～第 48 条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する。</p>

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 21 年 6 月 18 日
 定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 18 日

以上